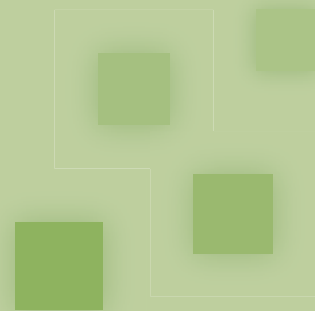


# 第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市



## 基本目標

市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

### 第1節 総合的な安全体制づくり

1 消防 2 救急 3 防災 4 防犯 5 交通安全

### 第2節 安心で平和な市民生活支援

1 平和行政 2 消費生活

# 1 消防

## ■ 現況と課題

- 本市の消防は常備消防と非常備消防の消防団で組織され、消火活動や火災の予防活動など、市民が安全な生活を営むうえで必要な幅広い消防活動を展開しています。
- 都市化の進展や生活様式の変化等により災害も複雑化、大規模化の傾向を強め、予測しがたい災害発生への危険に対応できるように、消防装備の高度化をはじめ適切な分署配置や情報処理体制の整備、職員の充実強化などに努め、機動力のある消防体制の確立を図るとともに、市民の防火意識の高揚など予防対策を充実する必要があります。
- 将来にわたり、さらなる消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を課題とし検討する必要があります。
- 地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行等をふまえて、消防としての的確な対応が求められています。
- 地域に密着した防災機関として重要な役割を担う消防団についても消防団員の確保などに努め、消防団体制の強化に努めるとともに、今後とも消防本部と一体となった活動を推進していく必要があります。
- 消防団員の被雇用化率の増加に伴い、事業所等の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要不可欠となっています。

## ■ 施策の目標

かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。消防団員の確保を図るとともに、事業所等の消防団活動に対する理解と協力を求め、活動環境の整備を推進します。

## ■ 施策の方向

- ①防火意識の高揚
- ②予防行政の推進
- ③消防力の充実
- ④消防団員の確保及び活動環境の整備

## ■ 計 画

- ①防火意識の高揚
  - 地域ごとの初期消火訓練等のもとより、災害時要援護者である高齢者や障がい者等を対象とした防災教室を開催するほか、様々な広報媒体を活用した効果的な防火啓発活動を充実します。
  - 住宅火災警報器等の設置の普及促進を図るとともに、住宅防火対策の推進に努めます。

②予防行政の推進

- 事業所等に対して、消防用設備等の保守管理体制の確立、災害発生時における避難誘導體制の整備など立入検査、訓練指導を推進します。
- 石油コンビナート等特別防災区域をはじめとする危険物施設等の災害防止のため、立入検査等の強化を図ります。

③消防力の充実

- ☆消防庁舎は、災害時における活動拠点としての本署機能を強化するとともに、署所の適正な配置を図るため東・西分署の整備・充実に努めます。
- ☆災害態様の複雑多様化や武力攻撃事態等に備え、消防隊員の増強と警防体制の整備強化に努め、消防車両及び資機材等の整備・充実に努めるとともに、大規模な災害等で緊急消防援助隊として消防力の広域的な運用を図ります。
- 水道の減水・断水時を考慮し、消防活動に必要な耐震性防火水槽及び消火栓を計画的に整備し、消防水利の確保と充実に努めます。
- ☆消火救急救助部隊の円滑かつ効率的な活動を図るため、消防の広域化・共同化を視野に入れた消防無線のデジタル化、また、先端技術を駆使した消防通信システムの高度化を図り、通信指令体制の整備に努めます。
- ☆社会構造の変化などによる複雑多岐にわたる救助ニーズに対処するため、救助隊員の知識及び技術の向上など救助体制の充実強化に努めます。

④消防団員の確保及び活動環境の整備

- 消防団の地域に密着した消防活動を推進するため、分団の装備の充実に努め、青年層の団員確保と団活動の活性化を図ります。
- 消防団活動の事業所への一層の理解と協力を得るため「消防団協力事業所表示制度」を推進します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
住宅火災警報器の普及率	21	40.5%	↗	100%

資料：総務省消防庁統計

指 標	現況（実績等）		H27年度の目標値	H32年度の目標値
	年度	数値等		
火災発生件数	21	61件	↘	↘

■関連計画

◆高砂市消防計画

基本理念：かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。

## 2 救急

### ■ 現況と課題

- 救急業務は、疾病構造の多様化、高齢化の進行などにより、ますます増加の傾向にあり、より専門的な知識と高度な救命技術が求められ、救急救命士の養成や高規格救急車等の整備及び更新など救急救命体制の一層の充実を図る必要があります。
- 救急需要に応じ、救急救命士の処置範囲拡大による救急の高度化に伴い、認定救命士の増強を図る必要があります。
- 本市の救急隊が搬送したすべての心肺停止傷病者の救命効果は全国水準と比較しても高い状況にあります。地域におけるメディカルコントロール体制※1のさらなる充実強化を図るとともに、広域的に医療機関と密接な関係を構築し、今後も救命率を向上させる必要があります。
- 救急車が到着するまでの間の応急処置が傷病者の救命率向上につながることから、市民への応急手当の普及・啓発も課題となっています。
- 感染症（新型インフルエンザ等）の新たな救急事案の発生が危惧され、その対策や整備が課題となっています。
- 円滑な救急業務を遂行するため、消防機関と救急医療機関のさらなる連携強化が求められています。

### ■ 施策の目標

疾病構造の多様化、高齢化の進行等をふまえ、高規格救急車の整備と救急救命士の養成及び資質の向上に努めるとともに、市民に対し応急処置の普及・啓発を推進します。また、新たな救急事案に関する教育、二次感染防止対策の整備を進めるとともに、医療機関との密接な連携体制を強化し、救急救命体制の充実強化に努めます。

### ■ 施策の方向

- ① 応急処置の普及・啓発
- ② 救急救命体制の充実
- ③ メディカルコントロール体制の充実
- ④ 感染症対策の整備

### ■ 計 画

- ① 応急処置の普及・啓発
  - ☆ 尊い生命を救うため、救急自動車到着前にバイスタンダー※2による応急手当が適切に実施されるよう、一般市民に対し応急手当の普及啓発とAED※3の取扱いを含む救命講習の開催を推進します。
  - 不適正な救急車の利用により、真に緊急を要する方への適切な救命処置が遅れるため、ポスター掲示及びホームページを活用し、救急車の適正利用の周知に努めます。

②救急救命体制の充実

☆年々増加傾向にある救急ニーズに対処するため、救急車両の更新、救急救命処置機器の導入、救急救命士資格者の養成、医療機関との密接な連携強化等救急体制の充実強化に努めます。

○ひとり暮らし高齢者等の救急活動を行うため、地域協力員の協力を得て緊急通報システムの円滑な運用を促進します。

③メディカルコントロール体制の充実

○受入れ医療機関の選定困難事案の解消を図るため、メディカルコントロール協議会の枠組を活用し消防機関と医療機関のさらなる連携の強化に努めます。

④感染症対策の整備

○新たな救急事象事案に対する教育、二次感染防止対策及び資機材等を整備し、救急隊員の安全確保を推進します。

まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
救急救命等講習会参加者数	21	2,314人	↗	↗

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
救急車現場到着時間	21	6.2分	↘	↘

※1 メディカルコントロール（MC）体制

MC体制とは医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急救命士の再教育体制をいう。

※2 バイスタンダー

救急現場に居あわせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置ができる人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる。

※3 AED

自動体外式除細動機（AED）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

▼救急出動状況

単位：回

年次	総数	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成16年	2,966	1	5	2	449	33	31	372	24	33	1,699	317
平成17年	3,145	3	—	3	455	31	32	398	41	50	1,882	250
平成18年	3,058	3	—	2	469	45	30	382	27	47	1,788	265
平成19年	3,385	9	—	3	463	47	25	432	44	44	2,034	284
平成20年	3,142	8	—	1	475	37	22	408	20	29	1,869	273
平成21年	3,154	5	—	5	394	27	10	377	22	36	1,977	301

## 3 防災

### ■ 現況と課題

- 我が国は、地震・風水害等自然災害を受けやすいという条件にあり、ひとたび大地震が発生すれば予測しえない複合的な大きな被害をもたらします。
- 1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災、2004年（平成16年）の台風23号、2009年（平成21年）の台風9号など多くの災害の教訓をいかし、起こりうる災害形態を想定し、被害を最小限に抑えるため総合的な防災対策を推進する必要があります。
- 特に近年は、異常気象による局地的な集中豪雨が全国的に多発し、本市においても、浸水被害を受けた過去の教訓をいかし、河川改修や低地における浸水対策を早急に進める必要があります。
- 今後は防災基盤の整備を前提に、とくに密集市街地での災害対応や、宅地・建物の安全性を確保するため、山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所での災害防止対策及び解消策の検討が必要となっています。また民間建築物の耐震化をいかに進めるかが課題となっています。
- 強毒性及び感染力の強い感染症（新型インフルエンザ等）が発生した場合に備えた対策についても、市として果たす役割を明確にし、市民生活の安全を図ることが重要となっています。

### ■ 施策の目標

災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減を図るため、地域の防災力を高めます。

また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

### ■ 施策の方向

- ①防災基盤の整備
- ②自主防災体制の推進
- ③防災対応力の充実
- ④宅地の安全性の確保
- ⑤建築物の耐震化
- ⑥感染症対策

### ■ 計 画

- ①防災基盤の整備
  - 災害時の救援、復旧などの拠点となり、物資の集積配送の基地となる防災拠点の整備や避難施設の耐震化を図り、防災施設への避難通路等の確保に努めます。
  - 救援物資の搬送のための道路、橋梁の整備、耐震化等を図るとともに、生活に必要な上下水道の耐震化を図ります。

☆河川、水路、ため池の改修及び下水道の計画的整備による浸水に強いまちづくりを推進します。  
○建物の不燃化促進などによる火災に強いまちづくりを推進します。

☆防災用資機材の整備及び備蓄物資を確保及び拡充します。

②自主防災体制の推進

- 学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて防災教育を推進するとともに、市民参加の防災訓練の実施やハザードマップ等を活用した防災講習会・出前講座の開催などにより、防災知識の普及、啓発に努め、ハザードマップの一層の充実を図りつつ、市民の防災意識を高めます。
- 地域が連携した自主的な防災活動を支援するため、自治会を中心とした自主防災組織の育成、強化を図ります。

③防災対応力の充実

- 災害対策の基本となる高砂市地域防災計画を適宜見直し、実効性の確保に努めます。
- 市民の自主性をいかした防災ボランティアの育成を図ります。
- 初動体制の確立や災害対策本部機能の強化、救助救出体制、緊急輸送体制の整備など総合的な防災体制を確立します。
- 市民に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線、防災ネットたかさごなどを活用するとともに、多元的に情報を収集・発信する災害情報システムを導入します。
- 高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、地域と連携して、支援体制づくりを推進します。
- 相互応援協定に基づき、東播磨地域をはじめとする近隣市町との連携に努めるとともに、大規模災害にも対応できるよう、広域災害ネットワーク災害時応援協定を拡充・拡大します。
- 武力攻撃事態等が発生した場合には、高砂市国民保護計画に基づき、避難・救援等の措置を行います。

④宅地の安全性の確保

- 山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所の定期的な点検を実施するとともに、計画的防止対策に努めます。

⑤建築物の耐震化

☆助成制度（特に民間建築物への助成）の策定を検討するとともに、高砂市耐震改修促進計画の実施を推進し、市民への耐震意識の向上を図ります。

⑥感染症対策

- 感染症（新型インフルエンザ等）発生時の医療・搬送体制及び院内感染防止対策、公的機関の資機材等の備蓄及び家庭での備蓄等に関して情報の収集と提供に努めます。

## まちづくり指標

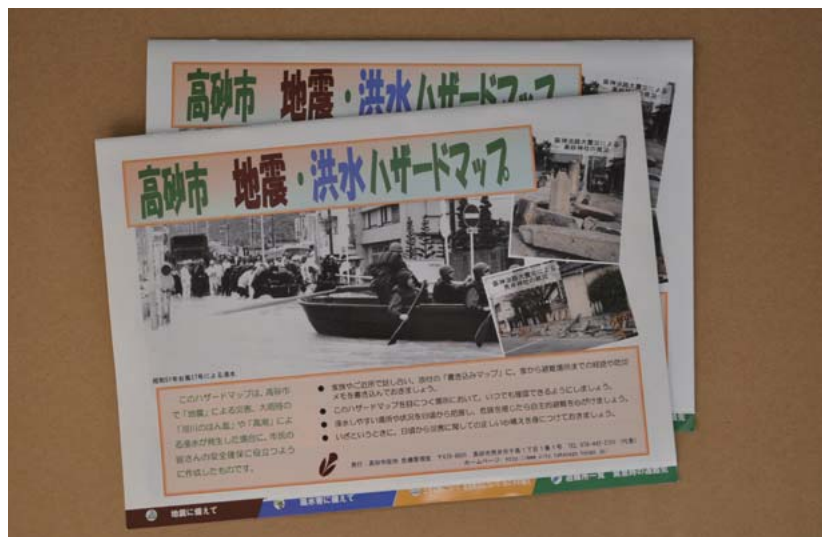
指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
住宅の耐震化率	19	69.0%	90%	↗

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
高砂市公共建築物耐震化率	21	76.3%	100%	100%

### ■関連計画

- ◆高砂市地域防災計画(毎年修正)
- ◆高砂市水防計画（毎年修正）
- ◆高砂市耐震改修促進計画【2007年度（平成19年度）～2015年度（平成27年度）】  
基本理念：阪神・淡路大震災の教訓を受け、今後予測される大地震被害を減少させるまちづくり政策
- ◆高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画【2006年度（平成18年度）～2015年度（平成27年度）】
- ◆東南海・南海地震防災対策推進計画【2004年（平成16年）10月策定】
- ◆高砂市都市計画マスタープラン（改訂中）【2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度）】  
都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すもの
- ◆高砂市国民保護計画【2007年（平成19年）3月策定】
- ◆高砂市新型インフルエンザ対策行動計画【2010年（平成22年）2月策定】





▲地震・洪水ハザードマップ



▲防災訓練



▲図上訓練

## 4 防犯

### ■ 現況と課題

- 本市における刑法犯総数は近年減少しているものの、年間千数百件前後で推移しており、そのうち窃盗犯罪が約7割を占めています。
- 近年、携帯電話、インターネットなどの電子メディアによる青少年への影響が大きな問題となっており、青少年を有害な情報から守るための対策が必要となっています。
- 振り込め詐欺の被害も多発しており、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等手口も多様化している状況にあります。
- 核家族化が進み、地域の結びつきが弱まり、犯罪防止機能の低下が危惧されるなか、2007年（平成19年）の市内小学校脅迫事件を契機に全市で子どもたちを見守る機運が盛り上がり、地域での活動が大きな犯罪の抑止力になっています。
- 市民自らの防犯意識が高まるなか、関係機関、関係団体や家庭、学校、地域との連携、協力をより一層深めることにより地域社会の環境の浄化や青少年の健全育成に努め、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる犯罪のない明るい地域社会づくりを推進していく必要があります。

### ■ 施策の目標

関係機関、関係団体、地域社会との連携により、防犯意識を普及、啓発していきます。家庭、学校、地域での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を推進します。

### ■ 施策の方向

- ①防犯意識の高揚
- ②防犯環境の整備

### ■ 計 画

- ①防犯意識の高揚
  - ☆警察、防犯協会、地域の子ども見守り団体との連携による普及、啓発や家庭、学校、地域での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。
  - 「明るい安全安心まちづくり市民大会」などの事業の推進や、出前講座を通じて防犯グループの育成に努めます。
  - 犯罪情報や防犯情報を迅速に取得できるよう、ひょうご防犯ネットの普及促進に努めます。
- ②防犯環境の整備
  - 地域ぐるみで防犯活動や環境浄化活動の充実を図るとともに、青色防犯パトロール車によるさらなる啓発を行います。
  - 宝殿駅北警察官立寄所のさらなる活用と、防犯灯の設置、改修を進め、安心して暮らせる防犯環境の整備を推進します。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
地域安全パトロール実施回数 （年間）	21	749回／年	↗	↗

### ▼青色防犯パトロール車



### ▼防犯訓練



## 5 交通安全

### ■ 現況と課題

- 交通事故被害者対策の充実に向けて、相談窓口の啓発が必要となっています。
- 交通安全思想の普及を図るとともに、交通安全施設を整備する必要があります。
- 死亡事故に占める高齢者の割合が高く、対応策が求められています。

### ■ 施策の目標

交通事故などから市民の安全を守るとともに、交通の円滑化を図るため、歩道や自転車道のある道路整備や交通安全施設などの整備を進めます。「人優先」の交通安全思想を基本に、子どもから高齢者までに普及、啓発していきつつ、来たる超高齢社会に対応した新たな施策を進めます。

### ■ 施策の方向

- ①交通安全思想の普及
- ②交通事故被害者対策の充実
- ③高齢者自身の交通安全意識の高揚
- ④交通安全施設の整備

### ■ 計 画

- ①交通安全思想の普及
  - 高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施することにより、市民が基本的なルールやマナーを習得できるように取組みます。
- ②交通事故被害者対策の充実
  - ホームページに兵庫県の交通事故相談所の案内を掲載します。
- ③高齢者自身の交通安全意識の高揚
  - 道路横断体験などを取り入れ、高齢者安全教室の強化を推進します。
  - 高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図ります。
  - 改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことについて、周知徹底を図ります。
- ④交通安全施設の整備
  - ☆道路照明灯、カーブミラー、区画線、防護柵等の交通安全施設の整備を推進するとともに歩行者の安全確保のため、歩道や通学路の整備と確保に努めます。

## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
交通事故死傷者数 （うち高齢者死傷者数）	21	855人 （130人）	↓	↓

資料：高砂警察署

### ■関連計画

◆第9次高砂市交通安全計画（策定予定）【2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）】

#### ▼交通事故発生状況

年 次	発生件数（件）	死 傷 者 数		
		総数（人）	死者（人）	傷者（人）
平成12年	3,045 (744)	906	5	901
平成13年	3,042 (792)	965	6	959
平成14年	2,880 (779)	948	7	941
平成15年	3,070 (797)	971	3	968
平成16年	2,987 (777)	959	1	958
平成17年	3,025 (774)	966	2	964
平成18年	3,056 (779)	926	4	922
平成19年	2,897 (701)	839	4	835
平成20年	2,956 (732)	850	5	845
平成21年	2,734 (732)	855	4	851

資料：高砂警察署

注）発生件数の（ ）内は、人身事故件数で内数です。



▲思いやり声かけ運動

## 1 平和行政

### ■ 現況と課題

- 世界の恒久平和は、人類共通の願いですが、今なお世界のどこかで紛争が続いています。戦後、日本には平和と豊かさがもたらされ、悲惨な戦争の記憶や平和に対する感謝の意識が薄れつつあります。
- 本市では、1982年（昭和57年）に核兵器の廃絶と国際平和を実現するため「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。
- 日本が世界最初の被爆国となってから60年以上が経過し、戦争を知らない世代が多くを占めています。戦争の恐ろしさや悲惨さを風化させず、平和の大切さ・尊さを後の世代に語り継ぎ平和な社会が引き継がれるよう、平和意識の普及に努める必要があります。

### ■ 施策の目標

「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図ります。

### ■ 施策の方向

#### ①平和意識の啓発

### ■ 計 画

#### ①平和意識の啓発

- ☆「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨をふまえ、市民の誰もが核兵器のない平和な世界の実現に貢献できる社会環境づくりを推進するため、平和非核意識の普及、啓発などの施策を市民とともに積極的に推進します。

#### ◆核兵器廃絶平和都市宣言【1982年（昭和57年）6月14日】

核実験、核兵器の使用が人類を破滅に導くことは必至であり、その唯一最大被害者たる日本国民は凄惨な原爆災痕を世界各国に認識せしめてきたのである。

しかしながら、今日なお世界の動きは、核兵器の製造、実験が繰り返され、国際情勢も極度に緊張を加え、核戦争の危機をはらんでいることは、まことに憂慮すべきことである。

私たちはこのような、人類を脅かす核実験、核戦争の禁止を求め、人類の幸福と平和を念願するものである。ここに高砂市は日本国憲法の平和精神に基づいて、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、永久平和確立のため「核兵器廃絶平和都市」であることを宣言する。



▲広島・長崎被爆写真展（市民ギャラリー『あいぼっと』）

## 2 消費生活

### ■ 現況と課題

- 近年、消費者取引の多様化及び複雑化を受け、従来の消費者取引に関するルールのすき間をぬった、様々な消費者トラブルが発生しています。
- 「消費者の権利の尊重・自立の支援」を基本に、事業者による適正な事業確保をしつつ、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者に関連する法の整備とあわせて、2009年（平成21年）9月に消費者庁・消費者委員会が設置されました。
- 市の消費生活センターの機能を強化することにより、電子機器普及拡大による消費者被害や高齢者を狙った悪質な訪問販売等の苦情相談に適切かつ速やかに対応する必要があります。
- 高齢化社会が進展するなかで、高齢者の消費者被害を防止するためには、介護支援団体や地域団体など各種団体との連携強化が必要となっています。
- 消費者全体が、トラブルを防止するために必要な知識を得られることが大事であり、家庭、学校、地域、職場など様々な場所で生涯を通して消費者教育が受けられ、また消費者事故等に関する情報が得られる環境づくりが課題となっています。
- 近場の野菜などを積極的に利用するなど地産地消に努め、食品ごみをできるだけ少なくするなど、消費者一人ひとりが、地球温暖化の抑制を認識することが必要となっています。

### ■ 施策の目標

関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進します。多様化・複雑化する消費者問題への対応、被害の防止のための啓発を行い、相談体制の充実を図ります。

### ■ 施策の方向

- ①消費生活センターの機能強化
- ②消費者保護対策のための各種団体との連携
- ③消費者教育の推進

### ■ 計 画

- ①消費生活センターの機能強化
  - 消費生活相談員の増員、法令研修等参加による知識の高揚など消費生活センター機能の強化並びに多重債務者への対応強化を図ります。
- ②消費者保護対策のための各種団体との連携
  - 消費者被害救済のため民生委員、介護者、警察、司法書士、弁護士など各種団体とのネットワークづくりにより、地域ぐるみで被害防止と救済にあたります。
- ③消費者教育の推進
  - ☆消費生活センターと国民生活センターとを結ぶネットワークシステムを利用し、消費者事故に関する情報を収集・提供・活用する消費者教育のより一層の推進を図ります。
  - 消費生活相談員が、自治会等の要望を受け、各地域において消費者教育に係る講演等を実施していきます。



## まちづくり指標

指 標	現況（実績等）		H27年度 の目標値	H32年度 の目標値
	年度	数値等		
生活科学教室参加者数	21	1,308人	↗	↗



▲消費生活センター

